

公的研究資金の一部返納について

1. 経緯・概要

平成 30 年 1 月 9 日に実施した公的研究資金の執行状況に関する内部監査において、厚生労働科学研究費（以下、「厚労科研費」と記載）を用いた平成 28 年度の分担研究における委託試験費（以下、「本件」と記載）の支払いに不備の可能性を認めたため、調査委員会を設置し、調査を進めました。その結果を下記の通り、公表致します。

2. 調査

(1) 調査体制

調査委員 4 名（外部委員 2 名，所内委員 2 名）

(2) 調査期間

平成 30 年 4 月 5 日～平成 30 年 6 月 20 日

(3) 調査対象者

本件に関与した元職員（平成 30 年 3 月退職）及び関係者

(4) 調査方法

- ① 調査対象者への聞き取り調査
- ② 書類調査
- ③ アンケート調査

3. 調査結果

(1) 不適切と認めた研究課題

H26-新興行政-指定-002：細胞培養痘そうワクチンの有用性、安全性に関する研究等

(2) 内容

① 概要

米国の受託会社に委託した試験について、米国当局による試験実施施設の査察が想定通りに完了しなかったため、年度内に委託試験が実施できないことが年度末近くに判った。元職員が、受託会社に念書を提出させたうえで、年度内に該社に最終支払いを実施した。なお、念書には、試験遅延の理由と説明並びに査察完了後には可及的速やかに委託業務を実施する旨を記載していた。

② 是正すべき経費処理

補助金として 3,000,000 円を受領し、その支払い内訳を下表に示した。

試験委託時支払い	¥ 2,150,714
試験サンプル送付料	¥ 255,759
振込手数料	¥ 864

平成28年度末支払い	¥ 786,609
総支払額	¥3,193,946
当所経費より拠出	¥ 193,946

不適切と認めた処理の額 (平成28年度末支払い額より当所経費より拠出額を差し引き)	¥ 592,663
--	-----------

592,663 円を委託試験の成果物未受領の状況で支払った。

③ 私的流用の有無

私的流用の事実は認められなかった。

(3) 調査を踏まえた機関としての結論とその措置

本件は、翌年度に得られた成果物に対して、当年度の補助金で支払いを完了していた。その調査結果を配分機関に報告、指示に従い、不適切と判断した上記金額を平成 31 年 3 月 22 日に返納した。

4. 是正措置

- (1) 役務の検収体制及び進捗状況管理の強化
- (2) 経理部門の関与の強化

以上